

人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣 田村 憲久
 内閣府特命担当大臣 甘利明 海外出張不在中
 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当) 事務代理を命ずる
 特命全権大使 岩谷 滋雄
 願に依り本官を免する(以上八月二十一日)

最高裁判所

簡易裁判所判事 友重 雅裕
 東京簡易裁判所判事に補する
 簡易裁判所判事兼判事補 郡司 英明
 札幌簡易裁判所判事に補する
 札幌地方裁判所判事に補する
 兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
 判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する(以上八月十六日)
 大阪簡易裁判所判事 川副 勝巳
 田村簡易裁判所判事に補する(八月十七日)
 東京地方裁判所主任書記官 若尾 崇
 最高裁判所判事 山本慶幸付秘書官を命ずる(八月二十日)

○定年退官
 簡易裁判所判事坂本健一 般は八月十六日限り定年退官

官庁報知

国家試験

第99回薬剤師国家試験の施行
 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第12条の規定に基づき、第99回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。
 平成25年8月23日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 1 試験期日 平成26年3月1日(土曜日)及び同月2日(日曜日)
 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

3 試験科目
 必須問題試験
 物理・化学・生物
 衛生
 薬理
 薬剤
 病態・薬物治療
 法規・制度・倫理
 実務
 一般問題試験
 薬学理論問題試験
 物理・化学・生物
 衛生
 薬理
 薬剤
 病態・薬物治療
 法規・制度・倫理
 薬学実践問題試験
 物理・化学・生物
 衛生
 薬理
 薬剤
 病態・薬物治療
 法規・制度・倫理
 実務
 4 受験資格 次のいずれかに該当する者
 (1) 薬剤師法第15条第1号の規定に基づく受験資格 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、薬学の正規の課程(学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。)(以下「6年制薬学課程」という。)を修めて卒業した者(平成26年3月26日(水曜日)までに卒業する見込みの者を含む。)
 (2) 薬剤師法第15条第2号の規定に基づく受験資格 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、平成24年4月1日以降に、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
 (3) 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号。以下「改正法」という。附則第2条及び第3条の規定に基づく受験資格ア 改正法の施行日(平成18年4月1日。以下「施行日」という。)において、改正法による改正前の薬剤師法(以下「旧薬剤師法」という。第15条第1号に該当する者イ 施行日において、旧薬剤師法第15条第2号に該当する者

ウ 施行日前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第15条第1号に規定する要件に該当することとなった者(施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程(学校教育法第87条第2項に規定するものを除く。)(以下「4年制薬学課程」という。)を修めて卒業した者を除く。)
 エ 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院(以下「大学院」という。)において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令(平成16年厚生労働省令第173号)第1条の規定に基づき、改正法による改正後の薬剤師法(以下「新薬剤師法」という。第15条第1号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
 5 受験手続
 (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 ア すべての受験者が提出する書類等
 (ア) 受験願書 薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者は、住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類)に記載されている文字を使用すること。
 (イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省本省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。
 なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒(受験票送付用) 縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛て先を記載し、510円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの。
 イ 4の(1)及び(3)ア、ウに該当する者が提出する書類 卒業証明書又は卒業見込証明書
 なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成26年3月26日(水曜日)午後2時まで(郵送により提出する場合には必着)に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。
 ウ 4の(2)及び(3)イに該当する者が提出する書類 薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し(地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)
 エ 4の(3)エに該当する者が提出する書類
 (ア) 事前に受験資格認定されている場合 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について(平成17年12月26日付け薬食発第1226003号厚生労働省医薬食品局長通知)(以下「局長通知」という。)に基づく薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し(地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの)及び履歴書
 (イ) 薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合 認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。
 ① 平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類
 ② 大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類
 ③ 学校教育法第89条に基づく卒業によらずに4年制薬学課程を卒業したことを証する書類
 ④ 大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類